

独立行政法人国際交流基金役員退職手当規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第4号

改正	平成15年12月26日	平成15年度規程第99号	平成27年4月16日	平成27年度規程第10号
	平成18年12月1日	平成18年度規程第24号	平成29年12月26日	平成29年度規程第23号
	平成25年3月15日	平成24年度規程第35号	平成29年12月26日	平成29年度規程第24号
	平成27年4月16日	平成27年度規程第9号		

(総則)

第1条 独立行政法人国際交流基金の常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の額)

第2条 役員に対する退職手当の額は、在職1月につき、退職の日におけるその者の本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に外務大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率(以下「業績勘案率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、第4条後段及び第5条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間(以下「役職別期間」という。)1月につき、退職の日における異なる役職ごとの本給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

(在職期間及び役職別期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)が生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数をこえるときは、役職別期間のうち、端数の少ない在職月数から当該こえる月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第4条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(在職期間の計算等の特例)

第5条 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続いて国家公務員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間を、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条ただし書の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長がそのつど定める額とする。

3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間の計算については、その者の国家公務員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員が退職した場合（前項の規定に該当する場合を除く。）における退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、その者が役員を退職した時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての引き続きいた在職期間（国家公務員として引き続きいた在職期間を含む。）を退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし、退職手当法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

この場合における役員の退職の日における本給月額については、当該役員が第3項の規定に該当する役員となるため退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎に、当該役員の役員としての引き続きいた在職期間等を勘案し、理事長がそのつど定める額とする。

（退職手当の支給）

第6条 退職手当は、所得税、その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第23条第2項の規定により解任されたとき（同条同項第1号の規定により解任されたときを除く。）は、当該役員には退職手当は支給し

ない。

- 2 前項に規定する遺族の範囲及び順位については、独立行政法人国際交流基金職員退職手当規程（平成15年規程第7号）第16条の規定を準用する。

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第7条 役員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（第3条及び第4条に定める期間をいう。以下同じ。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第8条 理事長は、退職した者に対しまだ退職手当の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、退職手当制度の適正から円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくその者の退職の日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行おうとする場合は、あらかじめ、外務大臣に通知しなければならない。一時差止処分を取り消した場合も、同様とする。
- 6 前各項に規定するもののほか、退職手当の一時差止処分に関し必要な事項は、国家公務員退職手当法の規定を準用する。

(退職手当の返納)

第9条 理事長は、退職した者に対し、退職手当の支給をした後において、その者が在職期間中の行為にかかる刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第10条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施細則)

第11条 退職手当の支給手続その他この規定の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 平成25年1月1日から平成27年3月31日までの間、退職した役員に対する退職手当の額は、独立行政法人国際交流基金役員退職手当規程第2条の規定により計算した額に、その時期に応じそれぞれ次の表の割合を乗じて得た額とする。

退職の時期	割合
平成25年1月1日～平成25年9月30日	100分の98
平成25年10月1日～平成26年6月30日	100分の92
平成26年7月1日以降	100分の87

- 3 退職した役員の基礎在職期間中に本給月額が減額改定によりその者の本給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の本給月額が減額前の本給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする規程又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この規程の規定による本給月額には、当該差額を含まないものとする。

附 則 (平成15年12月26日 平成15年度規程第99号)

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

2 平成16年1月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後に退職した場合における退職手当の額は、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金役員退職手当規程第2条第1項の規定にかかわらず、基準日の前日における本給月額に任命の日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の28を乗じた額と、当該退職の日における本給月額に基準日から退職までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額との合計額とする。

3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。

附 則（平成18年12月1日 平成18年度規程第24号 抄）

（施行日）

1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。

（独立行政法人国際交流基金役員退職手当規程の経過措置）

2 平成18年12月1日（以下「切替日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として切替日以降引き続き在職した後に退職した場合における独立行政法人国際交流基金役員退職手当規程（平成15年度規程第4号。以下「退職手当規程」という。）による退職手当の額は、退職手当規程第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1）切替日前日における本給月額に、平成16年1月1日から切替日の前日までの在職期間1月につき12.5/100を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額

（2）退職の日における本給月額に、切替日から退職の日までの在職期間1月につき12.5/100を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額

（3）当該役員が平成16年1月1日の前日に現に在職し、同日における役職と同一の役職の役員として平成16年1月1日以降引き続き在職している場合、平成16年1月1日の前日における本給月額に、任命の日から平成16年1月1日の前日までの在職期間1月につき28/100を乗じて得た額

3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。

附 則（平成25年3月15日 平成24年度規程第35号）

この規程は、平成25年3月15日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

附 則（平成27年4月16日 平成27年度規程第9号）

この規程は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年4月16日 平成27年度規程第10号）

1 この規程は、平成27年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として切替日以降引き続き在職した後、平成29年12月31日までに退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1）切替日前日における本給月額に、任命の日から切替日の前日までの在職期間1月につき100分の10.875を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額

（2）退職の日における本給月額に、切替日から退職の日までの在職期間1月につき100分の10.875を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額

3 切替日の前日に現に在職する役員が同日における役職と同一の役職の役員として切替日以降引き続き在職した後、平成30年1月1日以降平成30年3月31日までに退職した場合における退職手当の額は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

（1）切替日前日における本給月額に、任命の日から切替日の前日までの在職期間1月につき100分の10.4625を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額

（2）退職の日における本給月額に、切替日から退職の日までの在職期間1月につき100分の10.4625を乗じて得た額に業績勘案率を乗じて得た額

4 前2項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。

附 則（平成29年12月26日 平成29年度規程第23号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。

附則（平成29年12月26日 平成29年度規程第24号）

この規程は、平成30年1月1日から施行する。